

下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の記録的な猛暑の中従事する訪問介護員等の労務環境を改善し、定着率向上を図ることを目的として、下関市内の訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問介護員等に対する暑さ対策に係る経費を補助する下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を運営する事業所をいう。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営する事業所をいう。
- (3) 訪問介護員等 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）第6条第1項に規定する訪問介護員等及び下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）第6条第1号に規定する訪問介護員等をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下関市内の訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の運営法人であつて、当該事業所において、訪問介護員等の暑さ対策を行うものであること。
- (2) 当該法人の役員が暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が補助事業者の事業活動を支配していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が運営する訪問介護事業所等を対象に実施する訪問介護員等の暑さ対策を行うために要する経費のうち次に掲げる経費であって、第6条の規定による申請を行った日の属する会計年度の4月1日から10月31日までの間に支出した費用とする。ただし、他の補助金の交付を受ける経費並びに消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

- (1) ネットクーラー、ファン付きウェア、熱中症対策ウォッチ、ハンディファン等の猛暑対策用品の購入等経費
- (2) 冷房機、業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、送風機、サーキュレーター等の事務所や訪問先等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費
- (3) 冷感スプレー、スポーツドリンク、塩分補給品等の熱中症対策用消耗品の購入等経費（補助事業者が購入した物で、事務所等に保管し、必要に応じて訪問介護員等に配付するものに限る。）
- (4) その他訪問介護員等の暑さ対策のために必要と認められる経費
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助対象経費に係る寄附金その他の収入額を差し引いた額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1事業所当たりの上限額を3万円とする。

- 2 補助事業者は、複数の事業所分の物品等の購入代金をまとめて支出した場合は、支出した合計額から事業所に当該物品等を配分した数量に応じて算出した金額を、当該事業所当たりの補助対象経費の額とすることができるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略することができる。

- (1) 対象事業所一覧（様式第1号（別紙））
- (2) 補助対象経費を補助事業者が支出したことを確認できる書類（領収書、ECサイトの注文履歴等で、申請を行った日の属する会計年度の4月1日から10月31日までの間に支出したことがわかるものに限る。）の写し
- (3) 通帳の写し等（振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ表記を含む。）等が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の制限)

第10条 補助対象経費の種類、訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の別を問わず、同一の補助事業者に対して1会計年度に交付する1事業所当たりの補助金の額は、第5条第1項に規定する上限額の範囲内とする。

(補助金の追加交付の申請等)

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、第5条第1項に規定する上限額に達していない事業所分の補助金の追加交付を申請するとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくは補助対象経費の配分の変更(市長が当該変更を軽微なものと認める場合を除く。)を申請するときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金変更承認申請書兼請求書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、変更に係る補助対象経費を支出する前に受けるものとする。

2 前項の規定による変更承認申請書兼請求書の提出においては、第6条の規定を準用する。ただし、第6条第2号に規定する書類の写しについては、変更等の決定後に提出するものとする。

3 市長は、第1項の変更承認申請書兼請求書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更等の決定をしたときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金交付変更等決定通知書(様式第5号)により、補助事

業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第9条第1項の規定による通知を受けた補助事業者に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を支払った後に、前条第4項の規定により変更等の決定をし、交付すべき補助金の額が増額となったときは、その増額分を補助事業者に追加して支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を支払った後に、前条第4項の規定により変更等の決定をし、交付すべき補助金の額が減額となり、既に支払った補助金の額が交付すべき補助金の額を超えるときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その超過額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助対象経費の収支に関する帳簿、支出内容を確認できる書類その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、下関市訪問介護事業所等暑さ対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産で、その購入等経費に補助金を充てたものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この

限りでない。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は第13条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。